

## 7 研修受講の手続

### 研修の詳細案内の時期

各研修の詳細内容は、概ね開催日の2か月前までにJ I A Mホームページに掲載するとともに、各団体あてに研修案内ちらし及びE-mailでお知らせします。

研修案内ちらし(PDF版)や申込書等の各種様式は、J I A Mホームページからダウンロードできます。

なお、過去に実施した研修の内容等もホームページでご覧いただけます。

### 申込方法

申込方法は、次の3つの研修の分類毎に異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除く研修
- (2) JAMP共通実施研修  
「法令実務A・B」、「選挙事務」、「住民税課税事務」、「固定資産税課税事務(土地)・(家屋)」、「市町村税徴収事務」、「使用料等の債権回収」が該当します。
- (3) 年間派遣計画書の提出が必要な研修  
「グローバルな視点で地域経営を学ぶ～多様な主体を活かす～」、「持続可能なまちづくり」、「自治体の海外戦略～活力あるアジアとの地域間交流促進～」、「消防職員コース～非常時における外国人とのコミュニケーション～」が該当します。

#### (1) 下記(2)及び(3)を除く研修について

J I A MホームページからWeb申込みをしてください。(Web申込みが難しい場合は、J I A Mホームページの書類様式集から「受講申込書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入し、J I A M教務部へFAXによりお申し込みください。)

※ 市町村議会議員の皆様は、議会事務局で取りまとめのうえ、お申し込みください。

#### (2) JAMP共通実施研修について

J I A MホームページからWeb申込みをしてください。(Web申込みが難しい場合は、79ページの「令和2年度J I A M研修受講申込書(JAMP共通実施研修)」(様式1)に必要事項を記入し、J I A M教務部へのFAXによりお申し込みください。)

なお、次のとおり、研修により申込期間が異なりますのでご注意ください。

- ・法令実務A(基礎)
- ・固定資産税課税事務(土地)
- ・固定資産税課税事務(家屋)
- ・市町村税徴収事務

【申込期間】

令和2年4月1日(水)  
～4月28日(火)

- ・法令実務B(応用)
- ・選挙事務
- ・住民税課税事務
- ・使用料等の債権回収

【申込期間】

令和2年4月1日(水)  
～7月31日(金)

※(様式1)は、募集時期に合わせてJ I A Mホームページにも掲載します。

(3) 年間派遣計画書の提出が必要な研修

次の研修については、事前に年間派遣計画書を提出していただいたうえで、研修受講申込期限までにあらためて受講申込みを行ってください。

【海外研修】

- ・グローバルな視点で地域経営を学ぶ～多様な主体を活かす～（国内+海外）
- ・持続可能なまちづくり（国内+海外）
- ・自治体の海外戦略～活力あるアジアとの地域間交流促進～（国内+海外）

【国際文化研修】

- ・消防職員コース～非常時における外国人とのコミュニケーション～

① 年間派遣計画書の提出

年間派遣計画書は、80ページの「令和2年度J I A M年間派遣計画書」（様式2）に必要事項をご記入のうえ、**令和2年2月10日（月）**までにJ I A M教務部へF A Xによりお申し込みください。

なお、期限までに年間派遣計画書の提出を行うことができない場合は、J I A M教務部（TEL 077-578-5932）までご相談ください。

② 年間受講者の受入通知

J I A Mにおいて、提出された「年間派遣計画書」に基づき受講人数等の調整を行います。結果は、通知文書「年間受講者の受入れについて」により該当する市町村等にお知らせします。（文書発送は、令和2年3月中旬を予定しています。）

③ 受講申込書の提出

各研修の受講申込みは、次の申込期限までにJ I A MホームページからWeb申込みをしてください。（Web申込みが難しい場合は、81ページの「令和2年度J I A M年間派遣計画提出対象研修受講申込書」（様式3）に必要事項を記入し、J I A M教務部へのF A Xによりお申し込みください。）

【海外研修】

- ・グローバルな視点で地域経営を学ぶ  
～多様な主体を活かす～（国内+海外）
- ・持続可能なまちづくり（国内+海外）
- ・自治体の海外戦略  
～活力あるアジアとの地域間交流促進～（国内+海外）

【申込期限】  
年間派遣計画書を提出  
いただいた団体に別途  
ご案内します。

【国際文化研修】

- ・消防職員コース  
～非常時における外国人とのコミュニケーション～

【申込期限】  
令和2年4月7日（火）

【申込みにあたっての留意点】

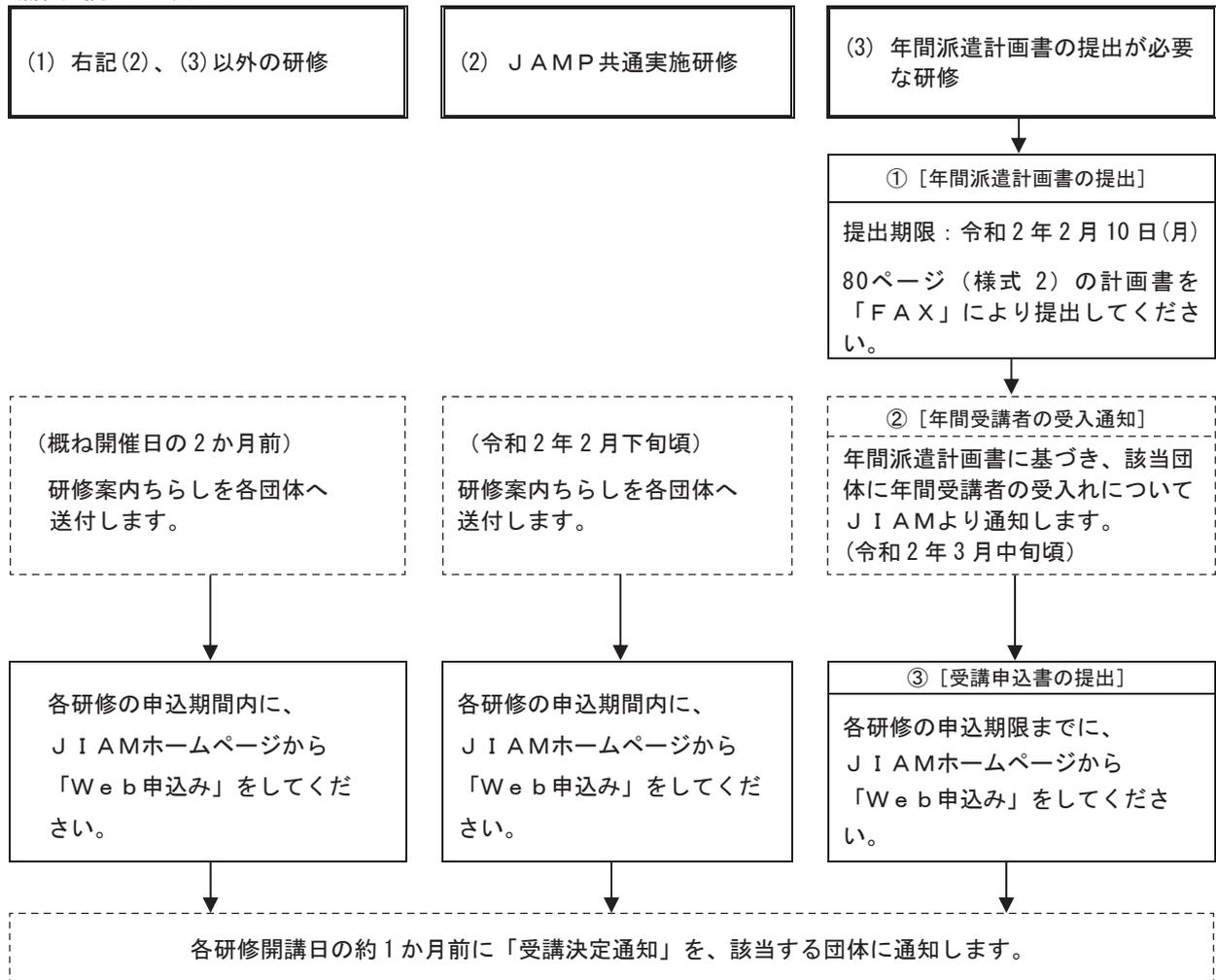
「年間派遣計画書」の「派遣計画人数」の変更は研修の実施に支障が生じますので、受講者の公募等は計画的に実施してください。なお、ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※（様式2）及び（様式3）は、募集時期に合わせてJ I A Mホームページにも掲載します。

【J I A Mホームページ】 <https://www.jiam.jp>

【J I A M教務部F A X】 077-578-5906

## <受講手続きの流れ>



## 受講の決定及び通知

### (1) 受講決定通知

受講申込みを受け、JIAMにおいて受講の決定を行い、概ね開講日の1か月前に各申込団体に通知します。その際、受講に必要な資料等を受講者の所属団体に送付しますので、受講者にお渡しください。

### (2) 受講者の決定方法

予定人数を超えた場合は、抽選等により受講人数等の調整を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。(一部先着順の研修もあります。)

- 調整方法の例
- ・職員向け研修において、同一自治体の同一所属から複数人の申込みがあった場合に、申込みを1枠として抽選を行う。
  - ・同一研修を以前に受講された方以外の方を優先して抽選を行う。
  - ・過去に受講態度が著しく悪かった方(無断欠課等)以外の方を優先して抽選を行う。

[先着順の研修] ※次の研修は、先着順とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ・市町村議会議員特別セミナー
- ・町村議会議員特別セミナー